

せたがや

消費生活センターだより

- p.2~3 | エシカルコラム
認証ラベルを見つけてみよう! ~いつもの買い物に新しい視点を~
- p.4 | 令和4年度の世田谷区消費生活相談の状況
- p.5 | 高齢者見守り通信
仕組みを理解し上手に使おう! ~フリマサービスについて~
- p.6 | モバイルバッテリーの正しい使い方、知っていますか?
高効率給湯器等を設置される方及び施工業者の皆さまへ



世田谷区消費生活センター 相談窓口のご案内

相談専用電話

高齢者(65歳以上)専用電話

☎ 03-3410-6522 ☎ 03-5486-6501

相談日時 ※祝・休日、年末年始を除く

[お願い] まずはお電話でのご相談をご利用くださいますようお願いいたします。

月曜~金曜(電話・来所) 午前9時~午後4時30分
土曜(電話のみ) 午前9時~午後3時30分

日曜・祝日は消費者ホットライン

☎188 午前10時~午後4時(国民生活センター) ※年末年始を除く

消費者庁消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤマン



世田谷区消費生活センター
(三軒茶屋分行舎3階)
世田谷区太子堂2-16-7

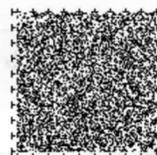


世田谷線「三軒茶屋駅」徒歩3分
田園都市線「三軒茶屋駅」北口A徒歩1分
バス すべて「三軒茶屋」バス停♀下車

回覧

ホームページでの情報提供 <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

世田谷区公式HP → 目次から探す → 暮らし手続き → 消費生活



認証ラベルを見つけてみよう! ~いつもの買い物に新しい視点を~

一般社団法人 日本サステナブル・ラベル協会 代表理事 山口真奈美

サステナビリティ (持続可能性) に関するコンサルティング・アドバイザーや、教育研修、ライフスタイルの提案等を手掛ける。(一社)日本エシカル推進協議会副会長、環境ビジネスプラス理事長、有機関連団体理事等も務める。



サステナブル、エシカルという言葉。あなたも聞いたことがあるかも知れません。自然や地球を大切にしたり、私たちが世界中の人々も、幸せに暮らせるように、環境や社会に配慮したエシカル (倫理的) 商品を選んだり、サステナブル (持続可能) な暮らしに向けて、日常を見つめ直す方も増えています。

では、どのようにサステナブル、エシカルな商品や製品かどうかを見分けたら良いのでしょうか? その手段の一つに、認証ラベルが付いたものを見つけ、選択するという方法があります。



国際認証ラベル (サステナブル・ラベル) とは?

国際認証ラベル (サステナブル・ラベル) を見たことはあるでしょうか?



FSC® 「責任ある森林管理のマーク」
(FSC label)



レインフォレスト・アライアンス
認証マーク (Rainforest Alliance
Certified seal)



OCS
(Organic Content Standard)



MSC 「海のエコラベル」
(MSC ecolabel)



国際フェアトレード認証ラベル
(FAIRTRADE Mark)



GOTS: オーガニックテキスタイル
世界基準
(Global Organic Textile Standard)



ASC 水産養殖管理協議会
(Aquaculture Stewardship
Council)



有機JAS
(Organic JAS Logo)



RSPO: 持続可能なパーム油の
ための円卓会議 (Roundtable on
Sustainable Palm Oil)

※サステナブル・ラベル (持続可能な原材料調達や環境・社会的配慮につながる国際認証ラベル)

森林ではFSC®ラベル、水産物ではMSC「海のエコラベル」や養殖のASC、他にもオーガニックや公平・公正な取引を示すフェアトレードなど、さまざまなラベルがありますが、どれも違った形や色をしていますよね。でも共通点があります。それは、生産地や加工されている工場などで、自然や生態系などを守り、働く人々の人権や生活、地域など、環境・社会・経済への配慮がなされたモノづくりが実施されているか、ということ。そして、各分野のサステナブルな視点での基準をもとに、第3者の認証機関によって確認されているという点です。



消費者として私たちができること

あなたは買い物をするときに、何を基準に選んでいますか？価格や品質など、大事なポイントもありますよね。更に、「サステナブル」視点をもって選択してみるのはいかがでしょうか。

消費者である私たちの代わりに、第3者の認証機関によって生産者や企業・製品のサステナビリティが確認がされている国際認証ラベル。例えば「森を守りたい」「海が好きだし未来もお魚が食べられるといいな」「フェアトレードに少し興味がある」など、あなたが関心のあることに繋がるラベルを探してみてください。

家具やティッシュペーパーなど、木材、紙製品にはFSC®ラベル、鮭やフィッシュバーガー、明太子など水産物にはMSC「海のエコラベル」やASCラベル、野菜や調味料などには有機JASマーク、コーヒーやバナナ、スパイスなど農園産原料にはレインフォレスト・アライアンス認証マーク、チョコレートやお茶には国際フェアトレード認証ラベル、カップ麺、洗剤、石鹸にはパーム油のRSPO、タオルや洋服にはオーガニック繊維のGOTSやOCSなどが、身近なスーパー、コンビニ、ハンバーガーショップ、ファミリーレストランのドリンクバーなどに至るまで、どこかで発見出来るかも知れません。



あなたが日々の買い物の中で、楽しみながらサステナブル・ラベルのような認証ラベル付き商品や製品などを選ぶことで、その先には、素敵な生産者や自然と共生し続ける一歩にもなることでしょう。

～モバイルバッテリーの正しい使い方、知っていますか？～

モバイルバッテリーは、スマートフォンやタブレットなどを充電できる予備電源として、近年、急速に普及しています。軽量でありながら高電圧かつ大電力なため、多くの消費者にとって身近なものとなっていますが、取り扱いを誤ると発熱によって火傷を負うこともあり、場合によっては事故につながることもあります。

消費者庁には、モバイルバッテリーに関する事故報告が多数寄せられており、中には、公共交通機関の中で事故が起こり、運行が遅延したり、火災が発生した事例もありました。

旅行などでモバイルバッテリーを持ち運ぶ機会が増えてきました。下の「気をつけること」にも載せていますが、「臭いはするし、ちょっとおかしいかも・・・」と少しでも不安を感じたら、直ちにメーカー等へ問い合わせてください。

※消費者庁newsリリースより情報の一部を抜粋

大丈夫
かなあ…?



気をつけること

1. バッテリーにPSE表示があるかを確認しましょう。
PSE・・・2019年2月以降、取扱注意の電気用品に表示されています。
2. 高温の環境での放置はやめましょう。
3. 充電中は周囲に可燃物を放置しないようにしましょう。
4. 膨らんでいる、臭いがする等の異常を感じたら、ただちに使用をやめましょう。

大事
じゃよ



高効率給湯器等を設置される方 及び施工業者の皆さまへ

高効率給湯器設置等設置の際には
近隣に配慮していただき、
騒音トラブルを未然に防ぎましょう!



一般社団法人日本冷凍空調
工業会発行のチラシは、
こちらの二次元コードから
ご覧下さい。

環境政策部環境保全課 電話番号 03-6432-7137

エコキュートの設置場所を決められる方及び施工業者の皆様へ

騒音トラブルの未然防止にご協力をお願いします

エコキュートのヒートポンプユニット設置の際には、

近隣に配慮願います

2014年12月19日に消費者庁消費者安全調査委員会より「消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書(家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事実)」が公表されました。その中で、「リスク低減」の対策として「未然防止」が重要とされています。設計・施工の際には以下の点についてご注意いただき騒音トラブルが起きないように事前にお客様へのアドバイス等のご配慮をお願い致します。

- ①設置場所の選定
 - ・お客様および隣接するご近所様の寝室の傍は避ける
 - ・ヒートポンプユニットの近辺(上方を含む)に窓や床下通風口等の音の侵入口があれば極力距離をとる
 - ・ヒートポンプユニットの周囲に極力スペースを設け、壁や床で音が反射しないように工夫する
- ②据付けのポイント(製品付属の据付説明書に従って施工願います)
 - ・運転音や振動が増大しないように十分な強度のある場所、
 - ・強固な台に据付ける(防振ゴム等の対策も検討)
 - ・水平に据付ける
- ③苦情時の対応について
 - ・経年変化による製品の異常がないかの確認
 - ・据付け場所の移動(変更)の検討
 - 裏面(次ページ)の「据付け推奨例」を参照願います。
 - ・防音対策の実施

上記の詳細については、一般社団法人日本冷凍空調工業会発行の「家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」を右記QRコードまたは下記URLより参照願います。

http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html



(発行元)

JRAIA 一般社団法人
日本冷凍空調工業会

〒105-0011
東京都港区芝公園3-5-8
TEL 03-3432-1671 FAX 03-3438-0308

発行：世田谷区経済産業部消費生活課 年4回(3月・6月・9月・12月)発行 聴覚等が不自由な方は、ファクシミリでお問い合わせください。

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 区役所三軒茶屋分庁舎3階 電話 03-3410-6521・6523 ファクシミリ 03-3411-6845

「消費生活センターだより」は、区役所、総合支所、出張所、まちづくりセンター、図書館、区民センター、地区会館等で配布しています。

消費生活センターの各事業は、区のホームページからご覧いただけます。